

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成26年  
7月15日  
(火曜日)

## 目 次

規則

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)……………

山口県母子福祉施設規則の一部を改正する規則(こども未来課)……………

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則(こども未来課)……………

告示

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課)……………

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(こども未来課)……………

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十六号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第四号中「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項」に改める。

第三十七条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。  
別記第三十三号様式中「第9条の9の8第2項」を「第9条の9の4第2項」に改める。  
第9条の9の9第2項」を「第9条の9の5第2項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の山口県税賦課徴収条例施行規則第三十七条第二項の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十七号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第十号、別表第二の一の表四の項第一号二及び同表九の項第一号中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

山口県母子福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十八号

山口県母子福祉施設規則の一部を改正する規則

山口県母子福祉施設規則(平成十七年山口県規則第一百十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県母子・父子福祉施設規則

第一条中「山口県母子福祉施設条例」を「山口県母子・父子福祉施設条例」に、「山口県母子福祉センター（以下「母子福祉センター」を「山口県母子・父子福祉センター（以下「母子・父子福祉センター」に改める。  
第三条第一項第二号、同条第二項第三号、第五条及び第六条中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十九号

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則（昭和六十年山口県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「女子をいう。」の下に「若しくは配偶者のない男子（同法第六条第二項に規定する配偶者のない男子をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。



山口県告示第二百四十五号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示（平成十九年山口県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の(二)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母

平成二十六年七月十五日印刷  
平成二十六年七月十五日発行

発行所 山口県庁  
山口県知事

子家庭自立支援給付金」の下に「及び同法第三十一条の十において読み替えて準用する同法第三十一条の父子家庭自立支援給付金」を加える。

山口県告示第二百四十六号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

別表第一の備考5の(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第七項」を「第六項第六項」に改める。